

## 令和6年度福岡県立図書館協議会協議題

### ○「これからの県立図書館に求められるもの」

(平成14年 福岡県立図書館協議会提言を踏まえて)

#### (提案理由)

福岡県立図書館協議会からの最後の提言である平成14年の「福岡県立図書館の役割とその推進方策について」から20年余が経過しました。提言においては、平成の初めには1割程度であった図書館設置率が平成14年には6割近くになったことを踏まえ、「約450万県民(人口比で89%)が住所地の身近な市町村立図書館で図書等を借りることができる現在、県立図書館の役割も『県が行うべきこと』、『県しか行えないこと』に重点を移す必要がある」と述べられており、現在もその趣旨は基本方針に引き継がれています。

今回の協議会においては、この提言をもとに中・長期的な視点で県立図書館のあり方について検証を行い、来年度策定する次の基本方針にもつなげたいと考えています。

=====

#### 平成14年 県立図書館協議会提言

##### 「福岡県立図書館の役割とその推進方策について」(骨子)

#### (提言の趣旨)

(平成14年時点) 県下56市町村に図書館が設置され(設置率で58%)、約450万県民(人口比で89%)が住所地の身近な市町村立図書館で図書等を借りることができる現在、県立図書館の役割も「県が行うべきこと」、「県しか行えないこと」に重点を移す必要がある。

これを達成するために、県立図書館が「ITを活用し利用者サービスの充実を図ること」、また「市町村立図書館等への更なる支援・援助を行うこと」に重点を置いて運営することが必要であるとの認識に立ち今回の提言を行うものである。

### I IT化について

#### 2 県立図書館に求められるITを活用した利用者サービスの充実

##### (1) 館内システムの整備

- ①インターネット対応、多言語対応、全文検索機能等多機能・高品質な図書館システムの導入

《現在の状況》インターネット上のホームページ、WebOPACと連動し、全文検索や絞り込み検索等多機能・高品質な図書館システムを実現しています。多言語の書誌にも対応しています。【平成14年度時点では、福岡生涯学習ネットワーク上に設置されたホームページにおいて所蔵検索を行うことができましたが、予約などはできませんでした。】

- ②社会的バリアーを持つ人々など多様な利用者に対応した OPAC (Online Public Access Catalog 利用者開放端末) の導入

《現在の状況》館内 OPAC ではタッチパネル式、キーボード式の 2 種を提供しています。WebOPAC により、自宅のインターネット端末やスマートフォンでも所蔵資料の検索等が可能です。

- ③速報性・検索性に優れた電子メディアと紙媒体資料を有機的に組み合わせること

《現在の状況》電子書籍や商用データベースサービスの提供により、検索性の向上のほか、本文の閲覧、動画や音声の再生など多様な形態での資料提供が可能となりました。また、汎用性の高さを活かし、電子メディアの検索結果を手掛かりとして、紙媒体資料を調査するなど、電子と紙の両方を活用した課題解決に役立っています。

- ④各種のデータベースを同一画面上で一括して検索できる統合的検索システムの構築

《現在の状況》OPAC においては、図書、雑誌、郷土雑誌記事、郷土人物文献、古文書、映画資料等を一括して検索することが可能です。

- ⑤有用で信頼性の高いサイトを主題別に組織化したメタサイト等の構築

《現在の状況》HP 内に「調べものに役立つリンク集」「福岡県関係情報リンク集」として集約、主題別にアクセスすることが可能です。

- ⑥キーワード等の多角的検索機能を備えたレファレンス回答事例集のデータベースの構築

《現在の状況》HP 内に「レファレンス事例検索」ページを設置、キーワードやジャンルでレファレンス事例を検索することが可能です。

## (2) 広域ネットワークシステムの構築

- ①県内市町村立図書館、県内大学図書館及び国立国会図書館の所蔵資料情報を単一のインターフェイスから迅速に検索できる横断検索システムの構築

《現在の状況》ホームページ上の横断検索では、県内市町村立図書館、県内大学図書館（3 館）、県内専門図書館（2 館）、国立国会図書館、CiNii（全国大学図書館）の所蔵を検索することが可能です。【平成 14 年度時点では、福岡県立図書館、福岡市総合図書館、北九州市立中央図書館の 3 館のみの所蔵検索が可能でした。】

- ②自宅からインターネットを活用して県立図書館所蔵資料の貸出予約をし最寄りの図書館を通して借り受けができるシステムの構築

《現在の状況》県内 53 の図書館及び中央公民館図書室での受取、返却が可能です。【平成 22 年 10 月から実施しています。】

### (3) 郷土資料のデータベース化等

#### ①貴重資料、古文書等のデジタル化

《現在の状況》デジタルライブラリには610件のデータを登録しています。【デジタルライブラリは、平成12年にホームページ上に貴重書紹介コーナーを設け、シーボルトの著書から画像5点を公開したのが始まりです。その後もデジタル化した資料を年に一回程度追加公開してきました。】

#### ②郷土関係雑誌記事索引、人物文献目録等郷土に関する研究に必要な情報のデータベース化

《現在の状況》郷土関係雑誌記事索引、人物文献目録をあわせて14万件以上登録しています。現在も日常的に入力を進め、データを増やしています。【平成14年度時点では、ホームページから検索できるデータはありませんでした。】

なお、福岡県地方史研究連絡協議会の事務局として、各地で活動している地方史関係者の研究発表や講演等を支援するなど福岡県に関する歴史についての情報発信にも努めています。

#### ③貴重資料、古文書等の保存体制の整備

《現在の状況》保存書庫内にサーキュレーターやカビ対策用の薬剤散布器を設置するなど、資料の保護に努めています。

## II 県内市町村立図書館等の支援センターとして果たすべき役割

### (1) 相互貸借物流システムの整備充実

#### ①市町村立図書館等への物流頻度を高める

《現在の状況》週1回の配送を行っています。【平成14年度時点では、月1回配送していました。】

#### ②物流体制整備の一環としての拠点館方式(中継館)の拡大

《現在の状況》各市町村の中央館(中央公民館図書室)へ配送しています。分館には、各市町村において配送を行っています。【平成14年度時点では、17市町村の図書館等の拠点館に、月1回配送していました。平成21年度から各市町村の中央館に週1回配送しています。】

### (2) 図書館未設置市町村への支援協力

#### ①図書館未設置市町村に対する図書館作りに関する啓発活動の展開

《現在の状況》現在、図書館を設置していない(公民館等に図書室がある)市町村は7町村ありますが、図書館基本計画立案や建替え等についての情報収集を行い、必要な情報提供に努めています。

② 図書館未設置市町村への設置に関する相談体制の整備・充実

《現在の状況》図書館未設置町村からの設置に関する相談があれば、応じることは可能です。

③ 各種研修会の実施や県立図書館と市町村間の人的交流等による人材育成の促進

《現在の状況》図書館運営のほか、読書バリアフリーやボードゲーム活用など、図書館に関わる現代的課題や図書館員としてのスキル向上を目的とした研修会を行い、県内の人材育成に努めています。なお、現在、人的交流は行っていませんが、平成17年4月から3年間、職員1名を宇美町に派遣しています。(宇美町立図書館開館のため)

(3) 福岡県公共図書館等協議会の活動に対する支援・協力

① 各種専門委員会を設置し、市町村立図書館等の抱える諸問題の解決を図る

《現在の状況》研修委員会と図書館課題検討委員会を設置しています。研修委員会では、市町村立図書館等の課題解決に資するべく、研修テーマ等について検討しています。また、図書館課題検討委員会では、現在、資料の分担保存について検討しています。

② 市町村立図書館等職員の資質向上のため、各種研修会の一層の充実

《現在の状況》研修委員会での検討結果を踏まえ、館長等研修会を年1回、職員研修会を年2回実施しています。

③ 市町村立図書館等の活性化を図るため、地区協議会組織の一層の充実

《現在の状況》県内6地区に地区協議会を設置しており、それぞれ地区で館長会議や研修会を例年実施しています。

④ 図書館に関する資料・情報の収集及び提供に努め、市町村立図書館等の活性化を図る

《現在の状況》県内図書館等の状況を調査し、例年「福岡県公共図書館等概況」にまとめています。また、国立国会図書館、日本図書館協会、全国公共図書館協議会等を通じて図書館や読書推進事業に関する情報の収集を行うとともに、県図書館協会や県公共図書館等協議会の事務局として、県内の公共図書館・学校図書館・専門図書館・大学図書館とも連携し、県内図書館の活性化を図っています。

### Ⅲ 早急に対応を求められる課題

#### (1) 資料収集についての機能分担等

県民の知る権利を保障するためには、資料提供の充実等サービスの向上を図る必要があり、資料購入費の充実を図る必要がある。しかし、多様化する県民の要求に応える資料をすべて県立図書館で収集することは困難であることから、市町村立図書館等関連機関と連携・協力し、分担して資料収集をするための検討を行う必要がある。

《現在の状況》新聞や雑誌などの保存は、図書館間での分担体制が確立されていますが、収集面での分担については実施できていません。電子書籍やデータベースサービスの導入により、資料収集の考え方も変化しており、ニーズの有無を含め、情報収集に努めています。

#### (2) 資料保存スペースの確保

文化遺産としての図書資料は、県民の共有財産として保存し、未来に継承されなければならない。また、県立図書館は自館の資料を保存するのみならず、市町村立図書館等で利用が少なくなり廃棄を検討しているような資料を受け入れるデポジットライブラリー(保存図書館)としての機能も合わせ持っている。県立図書館の書庫は、まもなく収容能力の限界を迎えることから資料保存スペースの確保のための対策が必要である。

《現在の状況》使用しなくなった県有施設を外部書庫として転用することなど検討、調査を実施しましたが実現には至っていません。令和6年3月現在、収蔵できるスペースの約94%を使用していますが、購入等により図書資料を受け入れる一方で、国立国会図書館においてデジタル化されているものなどについては廃棄しています。今後も資料のデジタル化や市町村立図書館との分担保存などを進めることで、現有の収蔵スペースを維持しつつ図書資料の質を確保していきます。

#### (3) 職員の資質向上

IT革命、国際化等急激な社会の変化、また、複雑かつ高度化した利用者ニーズに対応するために、県立図書館職員の情報リテラシーの向上及び各分野の専門的知識の向上を図ることが重要であり、IT研修や各種専門研修への継続的・計画的な参加機会の確保が必要である。なお、職員の大学院派遣についても検討する必要がある。

《現在の状況》管理部門の職員を除き、司書資格を持つ職員を多く配置しており、司書業務に携わる会計年度任用職員については、司書資格を有することを要件として任用しています。また、勤務経験を重ねた職員においては、司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修である図書館司書専門講座(主催:文部科学省・国立教育政策研究所)への受講を計画的かつ積極的に行い、本県での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高めています。【平成14年度以降17名受講(退職者・異動者含む)】

#### (4) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書離れが社会問題となり、平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。このような中、全国的にブックスタート運動など、子ども読書推進が全国的な広がりを見せており、県においても、青少年アンビシャス運動推進事業の一環として子どもの読書の推進が図られている。県立図書館では、「子ども図書室」を増改築し、「子ども図書館」として子ども読書推進の拠点を目指すことになった。そこで、子どもの読書推進を図るため、次のような方策が必要である。

- ①子ども読書の重要性の啓発
- ②子ども読書推進技術の調査研究および普及
- ③ボランティアの資質の向上を図るための研修会等の実施

##### 《現在の状況》

- ①子ども図書館では、週2回のおはなし会と箱崎小学校全校生徒や近隣の幼稚園・保育園園児を招待しておはなし会を実施しています。  
こども読書週間（4月27日～5月10日）及び読書週間（10月27日～11月9日）では、イベントを実施し、子どもたちに読書の楽しさを伝えています。また、中・高校生に対しては、平成19年に本館1階に青少年コーナーを設けました。
- ②児童図書館員養成専門講座等の研修会への参加、県内市町村図書館や自治体からの派遣要請により児童サービス担当職員が講師をすることで、自己研鑽を積んでいます。  
また、児童図書館サービスに携わる公共図書館・公民館職員に対しては児童図書館入門講座及び専門講座を実施し、児童サービスの技術を普及しています。  
中・高校生に携わる図書館司書に対してはボードゲームを通じた読書推進講座や外部講師を招請し研修会を実施しています。
- ③子どもの読書に携わるボランティアの方のために子ども読書推進講演会やスキルアップ専門講座を毎年実施しています。近年ではストーリーテリング、児童図書館基本図書についての講座等を実施しました。

※児童図書館入門講座を除く②③の研修会、講座・講演会については、学校図書館・子どもの読書活動支援団体の代表や保護者等による実行委員会を設置し、福岡県教育文化奨学財団との共催により実施しています。

## 【補 足】

上記の提言以降、県立図書館においては、その趣旨を踏まえつつ次のような取り組みを進めています。

### ○ 図書館ボランティア養成及び活動の推進

ボランティア団体と連携しつつ、音訳ボランティア養成講座や布絵本ボランティア養成講座を実施し、ボランティア養成に努めています。

また、録音図書製作に従事するボランティアのスキルアップを目的に研修会を実施しています。

布の絵本については、月毎に子ども図書館内のテーブルに置き、こどもの読書週間には、布の絵本の展示及びボランティアの方による解説など、間接・直接的に子どもたち、親子の触れ合いの場を設けています。

### ○ 学校支援事業

調べ学習や読書推進のために下記の事業を実施しています。

- ・ テーマごとに参考になる本や雑誌を紹介した調べ方の近道案内（パスファインダー）を作成
- ・ 40冊まで1か月間貸し出す特別貸出事業
- ・ テーマ別に図書を選びセットにした特別支援学校貸出図書セット
- ・ ボードゲームの貸出
- ・ 新着図書リスト（ヤングアダルト向き）（教員・司書向き）の作成
- ・ 電子書籍の団体利用（電子図書館2号館）

### ○ 読書バリアフリー推進

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行されました。まごころ駐車場や多目的トイレなどの施設とインターネット読み上げパソコンや拡大読書器などの設備を整備し、録音図書や大活字本、さわる絵本など誰でも楽しめる資料（バリアフリー資料）を提供しています。

また、令和5年6月に策定された「福岡県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、県点字および録音図書連絡協議会の事務局として、県内の点字図書館や特別支援学校等とも連携しながら、さらなる書籍の充実や人材育成、情報発信に努めています。

### ○ 非来館型図書館サービスの推進

令和3年3月に福岡県立図書館デジタルライブラリをリニューアルしました。これにより、古地図と現代の地図の比較など、利用の幅が広がりました。

また、令和6年3月からWebによる利用者登録が可能となり、県立図書館へ赴くことなく、電子書籍の利用や近くの図書館で資料の受取・返却が行えるようになりました。

電子書籍サービスは目的別に2種類を導入、非来館、活字に依らない読書など、多様な読書の在り方に対応したコンテンツ収集に努めています。